

事務事業名	事業系ごみ減量指導事業		
事業開始年度	平成15年度	担当部署	環境事業部 減量総務課

根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例
実施方法	直営 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:) その他()
目的 (何のために)	市内における事業活動に伴い発生する事業系ごみについて、ごみの適正処理の責任は、排出者である事業者にあることの認識を高め、排出したごみの適正な処理やリサイクルの推進により事業系ごみの減量化を図ることを目的とする。
対象 (誰・何を対象に)	市内において、事業活動に伴い廃棄物を排出する事業者のうち、月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する者
事業内容	枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則において月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者と定め、事業所内で発生するごみの適正な処理やリサイクルの推進を主として行う廃棄物管理責任者の選任及び事業者自ら年間減量目標を定めて実行するための廃棄物減量等計画書の提出を求めるとともに、事業所への立入を行い、減量状況のチェックや分別排出等のアドバイスにより、事業系ごみの減量を図っている。 また、廃棄物管理責任者を対象に廃棄物管理責任者研修会を開催し、事業系ごみの減量に関する講演や事業系ごみの減量に関する実例を紹介するなどして事業系ごみの処理の排出者責任の認識と自己管理意識を高めることにより、事業系ごみの減量を推進している。 なお、多量排出事業者以外の事業者に対しても、一般廃棄物収集運搬許可業者と連携し、「事業系ごみの減量及び適正処理マニュアル」を配布し、事業系ごみの減量を推進している。
事業の必要性	枚方市の焼却ごみの約30%を占める事業系ごみの減量指導は、焼却ごみを削減することによる温室効果ガスの削減や低炭素社会実現など循環型社会を目指すために、家庭系ごみの減量とともに不可欠であり、必要である。

コスト										
		H20年度決算			H21年度決算			H22年度当初予算		
		従事職員数	概算人件費	千円	従事職員数	概算人件費	千円	従事職員数	概算人件費	千円
正職員		1.6人	12,958	千円	1.7人	13,626	千円	1.7人	13,253	千円
再任用職員				千円			千円			千円
非常勤職員等				千円			千円			千円
人件費計(A)			12,958	千円		13,626	千円		13,253	千円
直接経費(B)			111	千円		118	千円		203	千円
総事業費(A+B)			13,069	千円		13,744	千円		13,456	千円

財源内訳										
		H20年度決算			H21年度決算			H22年度当初予算		
国庫支出金				千円			千円			千円
府支出金				千円			千円			千円
受益者負担 (使用料等)				千円			千円			千円
その他				千円			千円			千円
一般財源			13,069	千円		13,744	千円		13,456	千円

平成21年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容	金 額
	廃棄物管理責任者研修会等開催経費(報償金)	50千円
	事業系ごみ減量及び適正処理マニュアル印刷経費(印刷製本費)	68千円
		千円

事務事業名	事業系ごみ減量指導事業				
事業開始年度	平成15年度	担当部署	環境事業部 減量総務課		
	活動指標もしくは成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)
活動実績	廃棄物減量等計画書提出率	%	100	98	100
	多量排出事業者数	件	99	125	125
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	事業費(多量排出事業者指導)/多量排出事業者数	千円	35	27	27
成果目標 (目標とする成果)	事業系ごみの削減のために、事業者への立入検査や研修会の開催、適正処理等を分かりやすく説明したマニュアルの作成・配布等の指導を通じて、排出者責任の認識を高め、事業者のごみ減量意識の向上を図り、ごみ発生抑制と適正処理と併せて分別排出の徹底による再資源化を推進し、循環型社会の構築を目指す。				
事業の自己評価	事業系ごみの減量指導により、多量排出事業者において、平成16年度のごみの資源化率が45.8%であったのに対し、平成20年度には、52.1%へ上昇している。また、事業系ごみ全体では、平成16年度(36,122t)から平成20年度(33,623t)と約2,500t減量が図られていることから、事業系のごみ処理の排出者責任の認識について、徐々にではあるが浸透が図られている。				
今後の事業の方向性	引き続き、多量排出事業者への減量指導、啓発等の情報提供を継続すると共に、多量排出事業者以外の事業者についても、排出実態の把握に努め、ごみ減量のための情報提供や啓発活動をさらに進めることにより、事業者全般にごみ減量意識の向上を図っていく。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	全国の自治体において、循環型社会の推進や低炭素化社会の実現には、ごみ減量が欠かせないものであり、事業系のごみ減量は、家庭系ごみの減量とともに推進されている。 他市の類似事例として、大阪市では、事務所部分の床面積が1,000㎡以上の建物の所有者を対象に減量計画書の提出を義務付け、立入指導を行っている。また適正処理の助言や指導を行う相談窓口を開設しているほか、普及啓発用のパンフレットの配布を行っており、平成20年度の事業系ごみにおける資源化率は、43%である。また、横浜市では、優良事業者に対する表彰制度も実施されている。				
特記事項	単位当たりコストの算出にあたり、従事職員数に多量排出事業者指導以外の事業の従事職員数が含まれるため、多量排出事業者指導に従事した職員数を0.4人として算出し、人件費+直接経費を事業費として計算している。				

1. 事業系ごみの排出者責任について

事業活動に伴って生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「自らの責任において処理しなければならない。(第3条)」とされ、ごみの処理やリサイクルの排出者責任が規定されています。

また、枚方市では、ごみ処理の基本計画である「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)」において、持続可能な循環型社会の構築と焼却ごみの半減を目指すための基本施策の一つとして「排出者責任の確立と事業系ごみの減量推進」を位置づけ、事業系ごみの自己責任に基づく減量指導事業を実施しています。

2. 多量排出事業者への減量指導フロー



【廃棄物管理責任者研修会】

平成 21 年度は、平成 22 年 3 月 15 日に開催し、廃棄物減量等計画書の取りまとめ報告やごみ減量事例の紹介、市職員によるごみの適正処理についての説明並びに講師を招いての基調講演を行いました。

3. 市内事業所の減量取組事例の紹介例

古紙の分別回収の啓発



びん・スチール缶・アルミ缶の分別



4. 「事業系ごみの減量及び適正処理マニュアル」の作成・配布

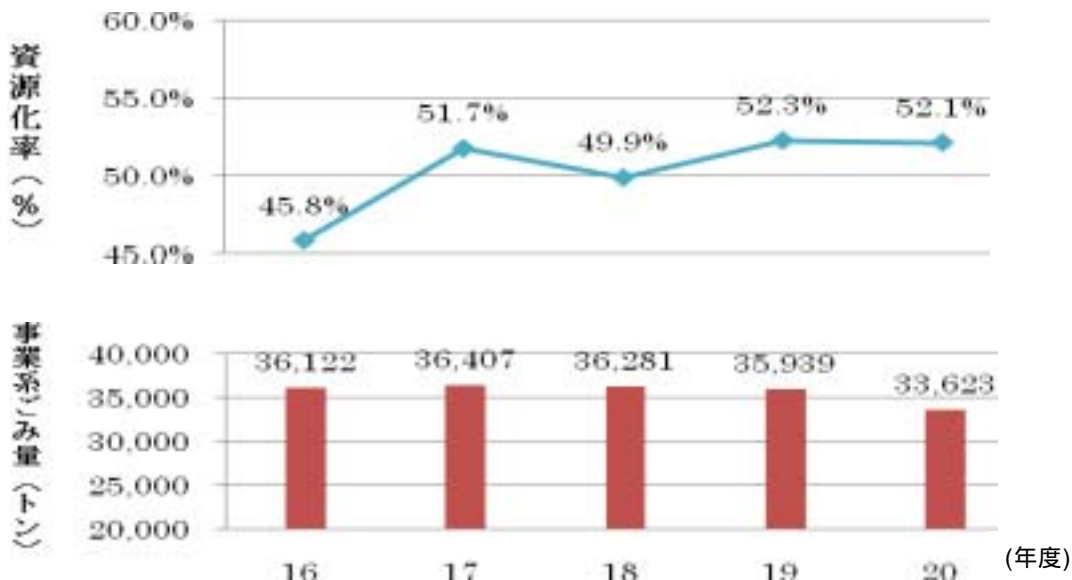
(内容)

- (1) 事業系ごみとは
- (2) 事業系ごみの適正処理について
- (3) 枚方市における事業系ごみの現状
- (4) ごみの減量化・リサイクルの進め方
- (5) ごみの減量化・リサイクルの目標設定(計画作成)
- (6) 事業系ごみ減量・環境配慮のキーワード
- (7) ISO14001 及びエコアクション 21 認証取得予定の事業者支援
- (8) 事業系ごみ Q&A



本マニュアルを廃棄物管理責任者研修会で多量排出事業者へ配布したほか、一般廃棄物収集運搬許可業者と連携して、許可業者収集により排出している多量排出事業者以外の事業者についても配布して啓発を行いました。

5. 事業系ごみ量と資源化率の推移



年度	16	17	18	19	20
資源化率 (%)	45.8	51.7	49.9	52.3	52.1
事業系ごみ量 (トン)	36,122	36,407	36,281	35,939	33,623